

ディーラー・販売店で

自動車保険

を勧誘された皆様へ!!



『保険に加入すれば自動車の価格を安くする!』と言われた。

『保険に加入すればローンの金利を優遇する!』と言われた。

現在の契約を**不利益の説明なく**中途解約し契約を切り換えるよう勧められた!

『自動車と保険がセットになっている!』と言われた。

など

可
能
性
が
あ
り
ま
す
。
こ
ん
な
な
勧
誘
は
違
法
の
ご
存
知
で
す
か
?
レ
ッ
ド
カ
ー
ド



私たちは、お客様を第一に考えた適正な募集活動を推進しています。



一般社団法人

日本損害保険代理業協会

INDEPENDENT INSURANCE AGENTS OF JAPAN, INC.



ディーラー・販売店で
自動車保険

こんな勧誘は**違法**の可能性が**あります**！

保険代理店が、保険販売をする際、
次のような行為は**法律上禁止**されています。

⚽ 『保険に加入すれば自動車価格を安くする！』と言われた。

⚽ 『保険に加入すればローンの金利を優遇する！』と言われた。



特別利益の提供に当たり、法律上禁止されています。

※保険業法第300条1項5号で、「保険契約者または被保険者に対して、保険料の割引・割戻し、その他特別利益の提供を約し、または提供する行為」は禁止されています。



⚽ 中途解約し契約を切替えるよう勧められた！

お客様に中途解約の不利益を説明せず、不当に乗換募集を



行うことは法律上禁止されています。※保険業法第300条1項4号で、「保険契約者または被保険者に対して、不利益となる事実を告げずに、既に成立している保険契約を消滅させて、新たな保険契約の申込みをさせる行為」は禁止されています。

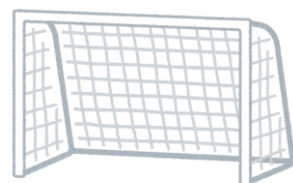


⚽ 『自動車と保険がセットになっている！』と言われた。

抱き合わせ販売は法律上禁止されています。



独占禁止法第19条（一般指定第10項抱き合わせ販売等）では、「商品又は役務の供給者が、取引の相手方に対し、ある商品又は役務（主たる商品等）の供給に併せて他の商品又は役務（従たる商品等）を自己又は自己の指定する事業者から購入させる行為」は、主たる商品等の市場における有力な事業者が行い、従たる商品等の市場における自由な競争を減殺するおそれがある場合には、不公正な取引方法に該当し、違法となります。



“おかしいな”

と思ったら…

TEL

へご連絡下さい。

